

第4号議案 「会費規則」改正の件

【変更理由】

1. 会員数の逡減及び会員の高齢化の進行に伴う会費収入の減少が見込まれるため、長期的な視点に立って会費の見直しを行う必要があるため。
2. 近年、甚大な被害が発生する大規模な自然災害が多発しており、こうした災害が発生した際に被災地・被災者支援等の活動に迅速に対応するため。
3. 新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事態に迅速に対応し、デジタル化を推進するため。
4. 原則として当協会の運営は、会費収入、事業収入、交付金収入等の範囲内で行うべきであり、当協会の保有する資産（現金、普通預金、定期預金、長期性預金）には極力手を付けない方針で運営していくため。

【会費規則（改正案）新旧対照表】

（下線部が改正箇所）

新	旧
<p>当協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次のように定める。</p> <p>（入会金）</p> <p>第1条 入会金は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（正会員の通常会費）</p> <p>第2条 正会員の毎年当たりの通常会費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）不動産鑑定業者</p> <p>不動産鑑定士等が10人以上の業者 <u>10万円</u></p> <p>不動産鑑定士等が5人以上9人以下の業者 <u>10万円</u></p> <p>不動産鑑定士等が4人以下の業者 <u>5万2千円</u></p> <p>（2）不動産鑑定士 3万円</p> <p>（3）不動産鑑定士補 <u>2万円</u></p> <p>2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の通常会費は徴収しない。</p> <p>3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合は、前会員の通常会費の既納分をもって新会員のこれに充当することができる。</p> <p>（通常会費の納入）</p> <p>第3条 通常会費は、毎年度前期6ヶ月分を3月末日までに、後期6ヶ月分を9月末日までに前納しなければならない。また、途中入会者については、月割計算による。</p>	<p>当協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次のように定める。</p> <p>（入会金）</p> <p>第1条 入会金は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（正会員の通常会費）</p> <p>第2条 正会員の毎年当たりの通常会費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）不動産鑑定業者</p> <p>不動産鑑定士等が10人以上の業者 <u>6万円</u></p> <p>不動産鑑定士等が5人以上9人以下の業者 <u>6万円</u></p> <p>不動産鑑定士等が4人以下の業者 <u>4万2千円</u></p> <p>（2）不動産鑑定士 3万円</p> <p>（3）不動産鑑定士補 <u>1万8千円</u></p> <p>2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の通常会費は徴収しない。</p> <p>3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合は、前会員の通常会費の既納分をもって新会員のこれに充当することができる。</p> <p>（通常会費の納入）</p> <p>第3条 通常会費は、毎年度前期6ヶ月分を3月末日までに、後期6ヶ月分を9月末日までに前納しなければならない。また、途中入会者については、月割計算による。</p>

<p>(資格変更等の入会金及び通常会費)</p> <p>第4条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合の入会金、通常会費並びにその納入方法については、理事会の定めるところによる。</p> <p>(特別会費の徴収)</p> <p>第5条 当協会は、当協会が受託した収益事業に関与する会員、公益事業の費用に充てるため当該事業に関与する会員から特別会費を徴収できる。特別会費の額及び納期は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。</p>	<p>(資格変更等の入会金及び通常会費)</p> <p>第4条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合の入会金、通常会費並びにその納入方法については、理事会の定めるところによる。</p> <p>(特別会費の徴収)</p> <p>第5条 当協会は、当協会が受託した収益事業に関与する会員、公益事業の費用に充てるため当該事業に関与する会員から特別会費を徴収できる。特別会費の額及び納期は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。</p>
---	---

附 則

この規則は、一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会として設立登記を行った平成24年4月分通常会費より、これを適用する。

附 則 (第27回通常総会一部改正)

この改正は、令和3年度の前期分(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の会費から適用する。

(参考)

【会費減免規程(改正案)新旧対照表】

(下線部が改正箇所)

新	旧
<p>理事会は、定款第60条の規定に基づき、会費減免規程を次のように定める。</p> <p>(高齢者に対する会費の減免)</p> <p>第1条 会長は、<u>年齢満75歳以上の会員に対し、通常会費又は特別会費をその半額に減免することができる。</u></p> <p>(病気、療養者等に対する会費の減免)</p> <p>第2条 会長は、理事会の承認を得て次の各号の一に該当する会員の通常会費又は特別会費の一部又はその全部を減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>(新規入会会員に対する会費の減免)</u></p> <p>第3条 <u>会長は、新規入会会員のうち、地価公示評価員への申請を希望する会員については、地価公示評価員となるまでの期間、通常会費又は特別</u></p>	<p>理事会は、定款第60条の規定に基づき、会費減免規程を次のように定める。</p> <p>(高齢者に対する会費の減免)</p> <p>第1条 会長は、<u>在会通算20年以上の下記年齢に達した会員に対し、下記のとおり通常会費又は特別会費を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 年齢満70歳以上80歳未満の会員はその半額</u></p> <p><u>(2) 年齢満80歳以上の会員はその全額</u></p> <p>(病気、療養者等に対する会費の減免)</p> <p>第2条 会長は、理事会の承認を得て次の各号の一に該当する会員の通常会費又は特別会費の一部又はその全部を減免することができる。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

<p><u>会費を年間1万円に減免することができる。</u></p> <p>(不動産鑑定業者の取扱い)</p> <p><u>第4条</u> 不動産鑑定業者である会員については、原則として<u>前三条</u>を適用しない。ただし、その不動産鑑定業者に所属する資格者（不動産鑑定士及び不動産鑑定士補）が一人で、且つ代表者を兼ねる場合に限り<u>前三条</u>の規程を準用することができる。</p> <p>(申請)</p> <p><u>第5条</u> 会員は、会費減免を受けようとするときは、会費減免申請書に理由を証する書面を添えて、会長に申請しなければならない。</p>	<p>(不動産鑑定業者の取扱い)</p> <p><u>第3条</u> 不動産鑑定業者である会員については、原則として<u>前二条</u>を適用しない。ただし、その不動産鑑定業者に所属する資格者（不動産鑑定士及び不動産鑑定士補）が一人で、且つ代表者を兼ねる場合に限り<u>前二条</u>の規程を準用することができる。</p> <p>(申請)</p> <p><u>第4条</u> 会員は、会費減免を受けようとするときは、会費減免申請書に理由を証する書面を添えて、会長に申請しなければならない。<u>なお、全額を減免される会員にあっては、毎年前期の会費支払期日までに申請書を提出するものとする。</u></p>
---	--

附 則

この規程は、平成13年12月7日からこれを適用する。

附 則 (平成24年5月30日一部改正)

この規程は、平成24年9月1日からこれを適用する。

附 則 (平成29年2月27日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日からこれを適用する。

附 則 (令和2年9月4日一部改正)

この規程は、令和3年4月1日からこれを適用する。